

RINKO

株式会社 リンコー コーポレーション

証券コード：9355

第164回

定時株主総会 招集ご通知

目次

第164回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
連結計算書類	21
計算書類	23
監査報告	25
株主総会参考書類	31

開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時

開催場所

新潟市中央区万代五丁目11番20号
ANAクラウンプラザホテル新潟
2階 芙蓉の間

議案

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件

株主各位

証券コード：9355
電子提供措置の開始日 2025年6月6日
発送日 2025年6月11日

新潟市中央区万代五丁目11番30号

株式会社リンコーコーポレーション

取締役社長 本間 常悌

第164回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第164回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.rinko.co.jp/kessan/ir-library>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、**2025年度** **招集通知**を順に選択し絞り込みのうえ、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しております。当社ウェブサイトにおいて電子提供措置事項を閲覧できない場合には、東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名「リンコーコーポレーション」または証券コード「9355」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」の情報をご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに【議決権行使についてのご案内】にしたがって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時
2 場 所	新潟市中央区万代五丁目11番20号 ANAクラウンプラザホテル新潟 2階 芙蓉の間 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第164期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計 算書類監査結果報告の件 2. 第164期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件

以 上

招 集 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ・会社法改正により、電子提供措置事項について掲載している各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等により、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、人件費や物流コストの増加等による物価高や不安定な国際情勢を背景とした為替変動による影響に加え、米国の関税引き上げ政策による世界経済の減速リスク、それに伴う米中貿易摩擦の再燃等、景気の先行きは不透明な状況が続くことが予想されます。

このような状況の下、当期の当社企業グループの売上高は135億4千2百万円（前期比3.3%の増収）、営業利益は4億7千3百万円（前期比209.8%の増益）、経常利益は6億1千6百万円（前期比124.8%の増益）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億2千6百万円（前期比47.2%の増益）となりました。

	第163期 (2024年3月期)	第164期 (2025年3月期)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	13,110	13,542	432	3.3%増
営業利益	152	473	321	209.8%増
経常利益	274	616	342	124.8%増
親会社株主に帰属する当期純利益	357	526	169	47.2%増

主なセグメント（部門別）の業績は次のとおりであります。

なお、セグメント売上高は、各セグメント間の内部売上高または振替高を含み、それらの合計は5千3百万円であります。各セグメント間の取引は、市場実勢価格に基づいており、セグメント利益は営業利益ベースの数値であります。また、当期より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

運輸部門

売上高
9,942百万円
(前期比3.2%増)

当社企業グループの事業拠点である新潟港の貨物取扱量は前期比で増加した中、主力の運輸部門の貨物取扱量は、前期比でコンテナ貨物は2.4%減少したものの、一般貨物が5.1%増加し、合計では微増の527万3千トン（前期比0.4%の増加）となりました。

一般貨物は、主要貨物である素材原料の取扱いが堅調に推移したことに加え、再生可能エネルギー関連貨物の取扱いが開始されたこと等により取扱数量が増加し、同部門の増収に寄与しました。また、利益面では、物価上昇に伴う下払費や人件費の増加等の影響を受けましたが、料金の見直しや作業効率向上に努め、前期比で増益となりました。

この結果、同部門の売上高は99億4千2百万円（前期比3.2%の増収）、セグメント利益は1億4千5百万円（前期は1億1千7百万円の損失）となりました。

不動産部門

売上高
282百万円
(前期比3.0%減)

不動産賃貸は、大口契約の増加等により堅調に推移しましたが、商品土地の販売件数が減少した結果、売上高は2億8千2百万円（前期比3.0%の減収）、セグメント利益は1億3千1百万円（前期比1.1%の増益）となりました。

ホテル事業部門

売上高
2,338百万円
(前期比8.5%増)

宿泊部門は新潟市内で開催される各種大型イベントの効果やインバウンド・ツアーの獲得等により、好調を維持しました。また、宴会、レストラン各部門につきましても、宿泊との相乗効果、新規顧客の積極的な獲得等に努め、集客状況は堅調に推移しました。この結果、売上高は23億3千8百万円（前期比8.5%の増収）、セグメント利益は1億1千8百万円（前期比114.6%の増益）となりました。

関連事業部門

売上高
1,032百万円
(前期比4.9%減)

木材リサイクルは堅調に推移しましたが、建設機械整備における大型案件の減少等の影響により、同部門の売上高は10億3千2百万円（前期比4.9%の減収）、セグメント利益は8千7百万円（前期比14.6%の減益）となりました。

② 資金調達の様況

特に記載すべき事項はありません。

③ 設備投資の様況

当期において、7億9千7百万円の設備投資を実施しており、運輸部門において、荷役設備の取得等により3億4百万円、ホテル事業部門において、ホテル設備の改修等により3億8千2百万円の設備投資を実施しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

特に記載すべき事項はありません。

⑤ 他会社の事業の譲受けの様況

特に記載すべき事項はありません。

⑥ 他会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

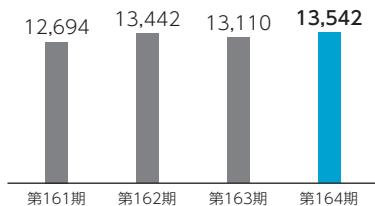
特に記載すべき事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

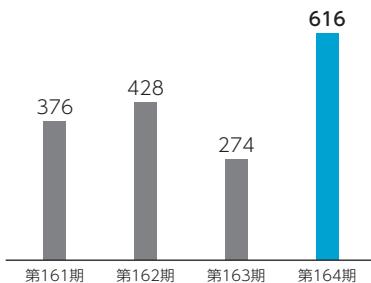
特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

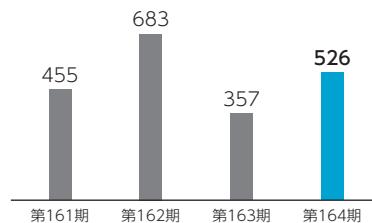
■ 売上高 (単位：百万円)



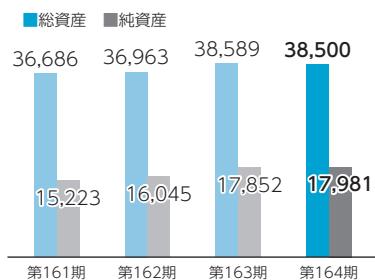
■ 経常利益 (単位：百万円)



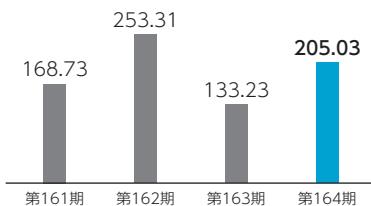
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



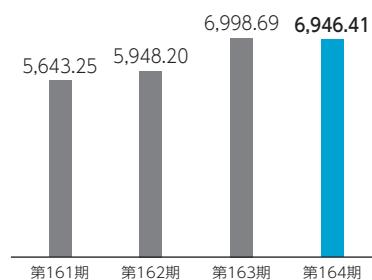
■ 総資産/純資産 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 1株当たり純資産 (単位：円)



区 分	2021年度 第161期	2022年度 第162期	2023年度 第163期	2024年度 (当期) 第164期
売上高	12,694百万円	13,442百万円	13,110百万円	13,542百万円
経常利益	376百万円	428百万円	274百万円	616百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	455百万円	683百万円	357百万円	526百万円
1株当たり当期純利益	168円73銭	253円31銭	133円23銭	205円03銭
総資産	36,686百万円	36,963百万円	38,589百万円	38,500百万円
純資産	15,223百万円	16,045百万円	17,852百万円	17,981百万円
1株当たり純資産	5,643円25銭	5,948円20銭	6,998円69銭	6,946円41銭

(注) 第163期以降の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式については、「株式給付信託(従業員持株会処分型)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式を控除対象の株式に含めて算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社ホテル新潟	100	100.0	ホテル業
リンコー運輸株式会社	30	100.0	自動車運送業
リンコー港運倉庫株式会社	30	100.0	港湾運送業

③ その他

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、2025年5月に会社創立120周年を迎えました。「みなと から今を支え、明日を拓く。」のグループパーパスのもと、当社の原点であり、長い年月を共に歩んできた「みなと」から人々の暮らしを支え、明るい未来を切り拓くために、これからも果敢にチャレンジして参ります。

また、当社企業グループといたしましては、中核である運輸部門を中心に「稼ぐ力」の基盤をさらに強化し、社会に貢献できる事業の構築に向け、以下の課題に取り組んで参ります。

① 収益基盤の安定・向上の取組み

当社企業グループの中核である運輸部門におきましては、「稼ぐ力」の基盤をさらに強化するため、新潟と九州を結ぶコンテナ内航フィーダーサービスを活用し、長距離のモーダルシフト輸送を推進すると同時に、長年の実績に裏付けられた港湾荷役の高い技術を活かし、従来のバルクやコンテナ貨物の他、再生可能エネルギー関連貨物や重量物等の特殊貨物を確実に取り込む等、取扱貨物を安定して増やす取組みを継続して参ります。

ホテル事業部門におきましては、2024年11月から2025年4月にかけて、中高層階の客室を中心に改装を実施いたしました。これを契機に新潟市内の他のホテルとのサービスの差別化を一層徹底し、レストランや宴会といった料飲部門も魅力あるフェアを定期的に開催し、集客力の維持向上に引き続き取り組んで参ります。

② 安全衛生の取組み

当社企業グループにおきましては、現場作業における労働災害の撲滅と健康に配慮した職場環境の実現は経営の要と認識しております。社員各々の安全に対する意識の底上げを図り、リスクアセスメントの着実な実行等により、安全な職場環境の構築に継続して取り組んで参ります。

③ 人的資本の活用・人材育成の取組み

当社企業グループが提供する様々なサービスは、その多くが自社やお客様の施設等の「現場」で行われ、その内容は多岐に亘り、日々変化を伴います。この「現場」での変化やお客様のニーズに柔軟に応えることが出来る「現場力」を重視した人的資本の割当てや人材育成は重要であり、「現場力」の強化につながる取組みを推進して参ります。また、女性社員が倉庫内のフォークリフト作業に従事し、外国人女性を営業部署に配置する等、年齢、性別、国籍を問わず、多様な人材の活躍を推進しております。さらに、社員への定期的な意識調査を通じ、働き甲斐を高める人事制度を検討しており、働き方の多様化、育児・介護関係制度の拡充等、社内の環境整備に取り組んで参ります。

④ 事業資産の有効活用と収益性、効率性向上の取組み

当社企業グループの事業資産につきましては、各セグメント部門の収益・資産効率性を高める利用や設備投資を十分検討して実施しております。一方で、各セグメント部門の垣根にこだわらず、各事業の効率化や新たな収益源を生み出す形につながる利用も継続して検討して参ります。また、政策保有株式については、保有による経済的効果を見極めたうえで縮減に取組み、株式売却で得た資金は運転資金や設備投資に充てる等、総資産のスリム化と資産の有効活用につなげて参ります。

臨港埠頭地区全体の有効活用につきましては、新潟港の目指すべき将来像とその実現のため、臨港地区がどのような役割を担うことが可能か、関係機関と連携を図り臨港地区の将来構想を策定して参ります。

⑤ 環境保全への取組み

当社企業グループでは、国土交通省による「みなとSDGsパートナー登録制度」に登録し同制度の中で、CO₂排出量の削減目標を掲げて取組んでおります。また新潟県が表明しているカーボンニュートラルに関する各種協議会にも参加し、脱炭素社会の実現に向け協力して参ります。

事業活動においては、木材リサイクル事業を通じた廃材資源の利活用、自社施設の太陽光発電設備を利用した電動フォークリフトの活用等により環境保全に配慮した事業活動に取組んでおります。また、ホテル事業部門では、「循環型農業で収穫された野菜の使用」、「プラスチック容器の削減」、「食べ残しゼロ」、「ホテル内のLED照明化」等に取組み、環境保護・エネルギー消費の削減に取組んでおります。

⑥ コンプライアンス・内部統制強化の取組み

当社企業グループでは、コンプライアンス意識を高く持ち、社員が業務に当たることが重要であると認識しております。

社員に対するコンプライアンス研修を定期的を実施するとともに、法令違反や企業倫理違反、ハラスメントを早期に発見するため、啓蒙活動の他、内部通報制度に関する社内体制の強化も行っております。また、適切な業務遂行のため、内部監査の指摘事項に対応した内部統制の強化策を実施し、その内部統制の運用が各部署で適正に行われているか確認して、グループ全体でリスク管理を徹底して参ります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

① 運輸部門

日本海側の総合的拠点港である新潟港は日本唯一の私有港湾施設である臨港埠頭を含む新潟西港と新潟東港があり、当社企業グループは東西の新潟港において入出港船舶の貨物揚積荷役作業及び沿岸荷役作業、船舶代理店業、通関業、倉庫業ならびに貨物自動車運送事業、日本海側拠点港である直江津港における船舶代理店業及び通関業務、横浜港における通関業務等を行っており、これら港湾運送事業を主体とする運輸部門は、当社企業グループの主力事業となっております。

② 不動産部門

土地・建物の売買、仲介、保有土地を活用した不動産賃貸業等を行っております。

③ ホテル事業部門

都市型コンベンションホテルとして機能するANAクラウンプラザホテル新潟（新潟市中央区万代五丁目）を経営しております。

④ 関連事業部門

建設機械等の整備・販売事業、木材リサイクル・産業廃棄物の処理業、保険代理店業、商品販売業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名称	所在地
本社	新潟市中央区万代五丁目
東港支社	新潟県北蒲原郡聖籠町東港三丁目
東京支社	東京都港区芝公園一丁目
臨港支店	新潟市東区臨港町二丁目

② 子会社

名称	所在地
株式会社ホテル新潟	新潟市中央区万代五丁目
リンコー運輸株式会社	新潟市東区船江町一丁目
リンコー港運倉庫株式会社	新潟市北区島見町

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
586名	増減なし

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
329名	5名減	44.8歳	20.5年

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	3,225
株式会社第四北越銀行	2,194
株式会社日本政策投資銀行	1,700
株式会社大光銀行	585
新潟県信用農業協同組合連合会	563
株式会社秋田銀行	500
株式会社三井住友銀行	200
みずほ信託銀行株式会社	164

(注) 株式会社みずほ銀行からの借入額には、株式給付信託（従業員持株会処分型）による借入金217百万円が含まれております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- | | |
|---------------|---------|
| ① 発行可能株式総数 | 9,600千株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,700千株 |
| ③ 株主数 | 1,166名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
川崎汽船株式会社	653	24.2
株式会社みずほ銀行	134	5.0
みずほ信託銀行株式会社	134	5.0
株式会社第四北越銀行	134	5.0
公益財団法人福田育英会	120	4.5
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	108	4.0
住友生命保険相互会社	94	3.5
学校法人新潟総合学園	90	3.3
日本海曳船株式会社	71	2.7
リンコーコーポレーション取引先持株会	71	2.7

(注) 1. 持株比率は自己株式 (2,453株) を控除して計算しております。

2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 自己株式数には、「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」に係る株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する株式 (108,900株) は含まれておりません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当
取締役会長	南 波 秀 憲	
代表取締役社長	本 間 常 悌	経営全般
取締役	坂 牧 克 記	運輸本部長、運輸本部管掌、東港支社長、労務問題統括、運輸統括室担当
取締役	前 山 英 人	管理部門・開発系部門管掌、経理部担当
取締役	金 森 聡	
取締役	小 野 方 嘉	
取締役	坂 井 康 一	
監査役	中 野 尚 栄	(常勤)
監査役	大 橋 保 夫	(常勤)
監査役	伊 藤 敬 幹	
監査役	山 地 仙 志	

※運輸本部・・・運輸統括室、営業企画部、再生可能エネルギー推進部、東京支社営業部、国際物流部、通関部、CY業務部、現業部、船舶代理店部、臨港支店、直江津支店

※管理部門・・・総務部、人事部、経理部、内部監査室

※開発系部門・・・営業部、機械営業部、環境事業部

- (注) 1. 取締役 金森 聡氏、取締役 小野方嘉氏及び取締役 坂井康一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 大橋保夫氏、監査役 伊藤敬幹氏及び監査役 山地仙志氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 小野方嘉氏、取締役 坂井康一氏及び監査役 伊藤敬幹氏につきましては、東京証券取引所に対し、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定される独立役員として届け出ております。
4. 監査役 伊藤敬幹氏は、北海道東北開発公庫及び株式会社日本政策投資銀行において、東北支店長を務める等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 山地仙志氏は、川崎重工業株式会社において、管理・経理業務を担当する部署を歴任され、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- なお、社外役員につきましては、後記の「⑤社外役員に関する事項」に記載しております。
- ・取締役 前山英人氏は、株式会社ホテル新潟の代表取締役を兼務しております。

当社は、経営の効率性向上、意思決定の迅速化等を図るため、2016年4月1日より執行役員制度を導入しております。2025年4月1日現在の執行役員の構成は次のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当
社長執行役員	本間常佛	経営全般
専務執行役員	坂牧克記	運輸本部長、運輸本部管掌（東京支社営業部除く）、東港支社長、 労務問題統括、運輸統括室担当
常務執行役員	前山英人	管理部門・開発系部門管掌、経理部担当
常務執行役員	信田拓志	人材戦略統括、人事部・内部監査室・機械営業部担当
常務執行役員	鷲尾峰之	東京支社営業部管掌、東京支社長 営業企画部・国際物流部・通関部・直江津支店担当
常務執行役員	須田裕之	運輸副本部長、作業安全管理統括 CY業務部・現業部・船舶代理店部・環境事業部担当
執行役員	鍋嶋芳樹	営業部長
執行役員	高柳勇	臨港支店長
執行役員	片桐毅	総務部長
執行役員	松川由隆	東京支社営業部長

※運輸本部・・・運輸統括室、営業企画部、東京支社営業部、国際物流部、通関部、CY業務部、現業部、船舶代理店部、臨港支店、直江津支店

※管理部門・・・総務部、人事部、経理部、内部監査室

※開発系部門・・・営業部、機械営業部、環境事業部

② 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項に基づき、社外取締役 金森 聡氏、小野方嘉氏、坂井康一氏及び社外監査役 大橋保夫氏、伊藤敬幹氏、山地仙志氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、その保険料は全額当社及び子会社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員（名）	支給額（千円）
取締役（うち社外取締役）	8（4）	77,550（10,080）
監査役（うち社外監査役）	4（3）	35,520（21,120）
合計（うち社外役員）	12（7）	113,070（31,200）

(注) 1. 上記には、2024年6月26日開催の第163回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等については、2007年6月22日開催の第146回定時株主総会において、「取締役の報酬等の総額を年額200,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬等の総額を年額50,000千円以内」とする基準が承認可決されております。

なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役3名）です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、2007年6月22日開催の第146回定時株主総会において承認可決の「取締役の報酬等の総額を年額200,000千円以内」とする基準に則り、経営内容、経済情勢等を勘案して決定するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、各取締役の報酬は基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、原則として月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長・社長執行役員本間常悌が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。また、当事業年度に係る取締役の報酬等の総額は、支給人員8名（うち社外取締役4名）に対し77,550千円であり、株主総会決議の基準に則り決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役 金森 聡氏は、川崎汽船株式会社の専務執行役員を兼務しております。当社は同社の持分法適用の関連会社ですが、当社と同社の間に重要な取引関係はありません。また、同氏は、日本液化CO2輸送株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と同社との間に特別の関係はありません。
- ・ 取締役 坂井康一氏は、新潟県酒造組合の専務理事を兼務しております。当社と同組合の間に重要な取引関係はありません。
- ・ 監査役 伊藤敬幹氏は、一般財団法人北海道東北地域経済総合研究所の理事長を兼務しております。当社と同一一般財団法人との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役 金森 聡氏は、当事業年度開催の取締役会10回のうち8回に出席し、海運業の経営に関する豊富な知識と経験を活かした客観的かつ中立的立場から、当社が期待する適切な発言・提言を行っております。
- ・ 取締役 小野方嘉氏は、当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席し、製鉄業に関する豊富な知識と経験を活かした客観的かつ中立的立場から、また、「独立役員」として一般株主の利益への配慮に基づき、当社が期待する適切な発言・提言を行っております。
- ・ 取締役 坂井康一氏は、取締役就任後、当事業年度開催の取締役会8回のうち8回に出席し、新潟県の要職を歴任され、地方行政に携わる豊富な知識と経験を活かした客観的かつ中立的立場から、また、「独立役員」として一般株主の利益への配慮に基づき、当社が期待する適切な発言・提言を行っております。
- ・ 監査役 大橋保夫氏は、当事業年度開催の取締役会10回のうち10回、監査役会13回のうち13回に出席し、鉄鋼・建設業に関する豊富な知識と経験を活かして、適切な発言・提言を行っております。

- ・ 監査役 伊藤敬幹氏は、当事業年度開催の取締役会10回のうち10回、監査役会13回のうち13回に出席し、金融業及び財務・会計に関する豊富な知識と幅広い経験を活かし、また、「独立役員」として一般株主の利益への配慮に基づく適切な発言・提言を行っております。
- ・ 監査役 山地仙志氏は、当事業年度開催の取締役会10回のうち10回、監査役会13回のうち13回に出席し、造船業及び財務・会計に関する豊富な知識と経験を活かし、適切な発言・提言を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
1 流動資産	3,635,319
現金及び預金	381,363
受取手形、営業未収入金及び契約資産	2,569,609
電子記録債権	274,306
商品	118,230
仕掛品	18,193
原材料及び貯蔵品	59,081
その他	218,458
貸倒引当金	△3,924
2 固定資産	34,857,747
有形固定資産	28,686,626
建物及び構築物	5,712,834
機械装置及び運搬具	246,609
土地	21,940,621
リース資産	371,295
建設仮勘定	300,109
その他	115,155
無形固定資産	53,323
リース資産	33,197
その他	20,126
投資その他の資産	6,117,797
投資有価証券	5,667,692
繰延税金資産	148,811
その他	341,826
貸倒引当金	△40,533
3 繰延資産	7,443
社債発行費	7,443
合計	38,500,510

科目	金額
負債の部	
1 流動負債	7,310,150
支払手形及び営業未払金	1,429,189
電子記録債務	126,908
短期借入金	1,700,000
1年内返済長期借入金	2,575,658
未払法人税等	88,645
リース債務	132,924
1年内償還予定の社債	280,000
賞与引当金	278,385
その他	698,439
2 固定負債	13,208,555
社債	610,000
長期借入金	3,965,301
繰延税金負債	2,396,949
再評価に係る繰延税金負債	4,749,284
リース債務	308,338
資産除去債務	317,544
退職給付に係る負債	718,163
その他	142,972
負債の部計	20,518,705
純資産の部	
1 株主資本	5,817,279
資本金	1,950,000
資本剰余金	809,241
利益剰余金	3,262,276
自己株式	△204,238
2 その他の包括利益累計額	12,164,524
その他有価証券評価差額金	2,585,242
土地再評価差額金	9,156,175
退職給付に係る調整累計額	423,106
純資産の部計	17,981,804
合計	38,500,510

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	13,542,957
売上原価	11,773,263
売上総利益	1,769,693
販売費及び一般管理費	1,296,041
営業利益	473,652
営業外収益	242,340
受取利息及び配当金	190,922
その他	51,418
営業外費用	99,048
支払利息	82,275
その他	16,773
経常利益	616,943
特別利益	102,585
固定資産売却益	24,555
投資有価証券売却益	78,030
特別損失	38,186
固定資産処分損	36,105
減損損失	2,081
税金等調整前当期純利益	681,343
法人税、住民税及び事業税	118,962
法人税等調整額	35,539
当期純利益	526,841
親会社株主に帰属する当期純利益	526,841

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
1 流動資産	3,392,605
現金及び預金	309,495
受取手形	71,567
電子記録債権	273,506
営業未収入金	2,083,377
契約資産	77,626
商品	117,971
仕掛品	18,193
原材料及び貯蔵品	17,919
前払費用	76,583
短期貸付金	243,637
その他	106,969
貸倒引当金	△4,242
2 固定資産	34,569,400
有形固定資産	24,841,509
建物	3,576,264
構築物	692,352
機械及び装置	172,035
船舶	12,359
車輛運搬具	19,710
什器備品	37,544
土地	20,208,177
リース資産	123,063
無形固定資産	46,189
投資その他の資産	9,681,702
投資有価証券	4,428,692
関係会社株式	4,930,535
その他	348,469
貸倒引当金	△25,995
3 繰延資産	7,443
社債発行費	7,443
合計	37,969,448

科目	金額
負債の部	
1 流動負債	7,477,727
電子記録債務	126,908
営業未払金	1,126,024
短期借入金	2,562,708
1年内償還予定の社債	280,000
1年内返済長期借入金	2,575,658
未払金	23,684
未払費用	142,460
未払法人税等	57,017
リース債務	50,429
前受金	48,218
預り金	237,997
賞与引当金	209,906
その他	36,712
2 固定負債	12,069,402
社債	610,000
長期借入金	3,965,301
繰延税金負債	2,214,135
再評価に係る繰延税金負債	4,220,061
リース債務	117,108
資産除去債務	23,481
退職給付引当金	807,978
その他	111,334
負債の部計	19,547,129
純資産の部	
1 株主資本	7,263,982
資本金	1,950,000
資本剰余金	805,369
資本準備金	805,369
利益剰余金	4,712,851
利益準備金	310,800
その他利益剰余金	4,402,051
固定資産圧縮積立金	860,609
別途積立金	800,000
繰越利益剰余金	2,741,442
自己株式	△204,238
2 評価・換算差額等	11,158,336
その他有価証券評価差額金	2,568,245
土地再評価差額金	8,590,090
純資産の部計	18,422,319
合計	37,969,448

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	9,968,788
売上原価	8,814,747
売上総利益	1,154,040
販売費及び一般管理費	827,965
営業利益	326,075
営業外収益	244,748
受取利息及び配当金	201,958
その他	42,789
営業外費用	109,602
支払利息	92,504
その他	17,098
経常利益	461,221
特別利益	96,230
固定資産売却益	18,200
投資有価証券売却益	78,030
特別損失	32,245
固定資産処分損	30,163
減損損失	2,081
税引前当期純利益	525,206
法人税、住民税及び事業税	75,331
法人税等調整額	53,391
当期純利益	396,483

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社リンコーコーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新 潟 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 新居伸浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 塚田一誠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リンコーコーポレーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リンコーコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社リンコーコーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新 潟 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 新居伸浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 塚田一誠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リンコーコーポレーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの第164期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第164期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役（親会社の監査役を兼務）等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社リンコーコーポレーション

監査役会

常勤監査役	中野尚栄	Ⓜ
常勤監査役（社外監査役）	大橋保夫	Ⓜ
社外監査役	伊藤敬幹	Ⓜ
社外監査役	山地仙志	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、業績に裏付けられた成果の配分を行うとともに、企業継続の持続性確保のため内部留保と安定配当を継続することを基本方針とし、その方針に基づき、「中期経営計画（2024年度～2026年度）」において「1株30円以上を目安とし、配当性向20%～30%の維持」を同計画期間の配当方針として定めております。

また、当社は2025年5月に創立120周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめとする関係各位のご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。日ごろのご支援に感謝の意を表すため、期末配当において1株当たり10円の記念配当を実施したいと存じます。

これにより、第164期の期末配当につきましては、普通配当30円に記念配当10円を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 40円 *内、創立120周年記念配当10円 配当総額 107,901,880円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月30日

第2号議案

取締役1名選任の件

取締役 金森 聡氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、前任者の補欠として取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任される取締役1名は、前任者の残任期間（第165期に関する定時株主総会終結の時まで）といたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

な か や ま ひ さ し
中山 久

新任
社外

生年月日
1967年5月6日生

所有する当社の株式の数(百株)
—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 川崎汽船株式会社入社
2007年7月 同社油槽船グループLPG船チーム長
2015年4月 “K” Line Pte Ltd シンガポール CEO
2017年4月 川崎汽船株式会社油槽船グループ長
2020年4月 同社執行役員（油槽船、燃料担当、油槽船グループ長委嘱）
2021年4月 同社執行役員（油槽船、燃料担当）
2025年3月 同社常務執行役員（原油・製品・エネルギー事業戦略担当）（現職）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中山 久氏は、川崎汽船株式会社において、執行役員、常務執行役員を歴任され、海運業及びエネルギー関連の幅広い知識と海外での豊富な経験をお持ちです。その幅広い知識と豊富な経験を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、新たに社外取締役に選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、同氏の豊富な知識と経験を活かし、当社の経営に客観的かつ中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 中山 久氏が選任された場合、会社法第427条第1項に基づき、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険により被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと等によって負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を補填することとしております。中山 久氏が取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案通りご選任いただいた場合、今回非改選の取締役を含めて、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

当社における地位	氏名	専門性							
		経営	港湾運送	営業戦略	人事務	コンプライアンス 危機管理	財務会計	国際性	ESG サステナビリティ
取締役会長	南波 秀憲	○	○	○		○		○	○
代表取締役社長 社長執行役員	本間 常悌	○	○	○		○			○
取締役 専務執行役員	坂牧 克記	○	○	○	○	○			○
取締役 常務執行役員	前山 英人	○				○	○		○
取締役（社外）	中山 久	○	○	○		○		○	○
取締役（社外）	小野 方嘉	○			○	○			○
取締役（社外）	坂井 康一	○	○		○	○	○	○	○

※上記の一覧表は各氏の経験等を踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、該当するすべての知見を表すものではありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

新潟市中央区万代五丁目11番20号

ANAクラウンプラザホテル新潟 2階 芙蓉の間

TEL. 025-245-3331

会場付近略図



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。